

お取引時の確認について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）が改正されました。これに伴い、平成25年4月1日以降、従来の本人確認（氏名・住所および生年月日等）に加え、職業や取引目的等も確認させていただくことになりました。（これを「お取引時確認」といいます。）この度、同法の改正に伴い平成28年10月1日以降、お取引時確認の取り扱いが一部変更になりました。

「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございます。
何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

「お取引時確認」が必要な主な取引

1. 口座開設、貸金庫、保護預りの取引開始
2. 10万円を超える現金振込（含む外国送金）・持参人払式小切手による現金の受取り
3. 200万円を超える現金・持参人払式小切手の入出金・外貨両替
4. 融資取引

「お取引時確認」の確認事項および確認書類

◎ 従来の本人確認事項

▲平成28年10月1日からの変更箇所

	確認事項	確認方法（原本をお持ちください）
個人のお客さま	▲ 氏名・住所・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 顔写真のある本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カード ・個人番号カード 等のうちいずれか1つ ○ 顔写真のない本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書（お取引印が実印の場合） ・各種健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・年金手帳（ただし、住所・氏名・生年月日の記載があるものに限り） ・母子健康手帳 ・児童扶養手当証書 等のうちいずれか2つもしくは上記書類に加え、公共料金（ただし携帯電話は除きます）の領収書等のご提示 <p>※ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方の氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただくほか、当行所定の方法による確認をお願いすることがあります。</p>
	◎ 職業	お持ちいただくものではありません（窓口等で確認させていただきます）。
	◎ 取引を行う目的	
	▲外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認	

	確認事項	確認方法（原本をお持ちください）
法人のお客さま	◎ 名称・本店や主たる事務所の所在地	・登記事項証明書・印鑑登録証明書 等
	◎ 来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されている確認書類、および法人のお客さまのために取引を行っていることを確認できる書面（委任状）、または電話等で特定取引の任に当たっていることの確認をさせていただきます。
	◎ 事業内容	・登記事項証明書・定款 等
	◎ 取引を行う目的	お持ちいただくものではありません（窓口等で確認させていただきます）。
	▲ 実質的支配者の確認	お持ちいただくものではありません（窓口等で確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえご来店ください）。

（注1）特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合などには、通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

（注2）すでに「取引時確認」手続を済まされたお客さまにつきましては、確認書類をご提示いただく代わりに、通帳・キャッシュカードの提示などにより「取引時確認」をさせていただきますことがあります。

（注3）事業内容などの確認のため、同法で定められた書類（上記）以外の書類のご提示をお願いすることがあります。

外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認

外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等、追加のご対応^(※)をお願いさせていただきます。

(※) 通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

【追加のご対応が必要なお取引】

1. 「外国政府等において重要な公的地位にある方」とのお取引
2. 「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族とのお取引
3. 実質的支配者の方またはそのご家族が「外国政府等において重要な公的地位にある方」に該当する法人のお客さまとのお取引

【「外国政府等において重要な公的地位にある方」について】

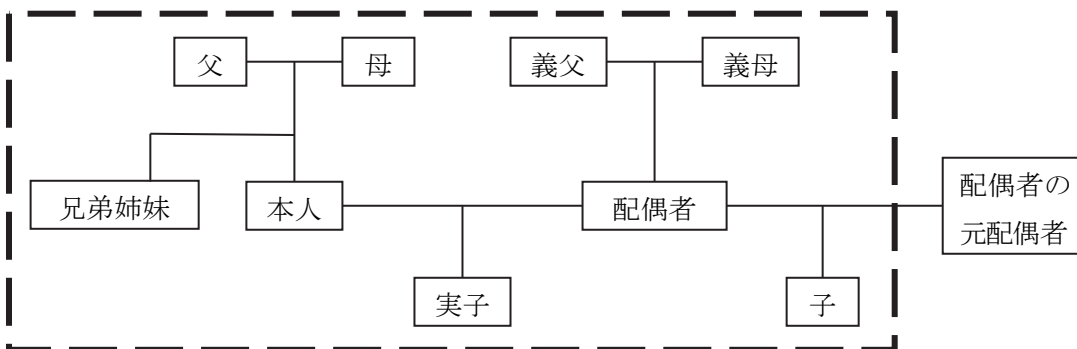
「外国政府等において重要な公的地位にある方」とは

外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方も含みます）

具体的には、外国の元首のほか、「外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方」としてわが国における以下に掲げる職位にある個人の方をいいます。

- ・ 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職位
- ・ 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職位
- ・ 最高裁判所の裁判官に相当する職位
- ・ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職位
- ・ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職位
- ・ 中央銀行の役員
- ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族の範囲（点線内部分）



(注)事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係にある方等）を含みます。

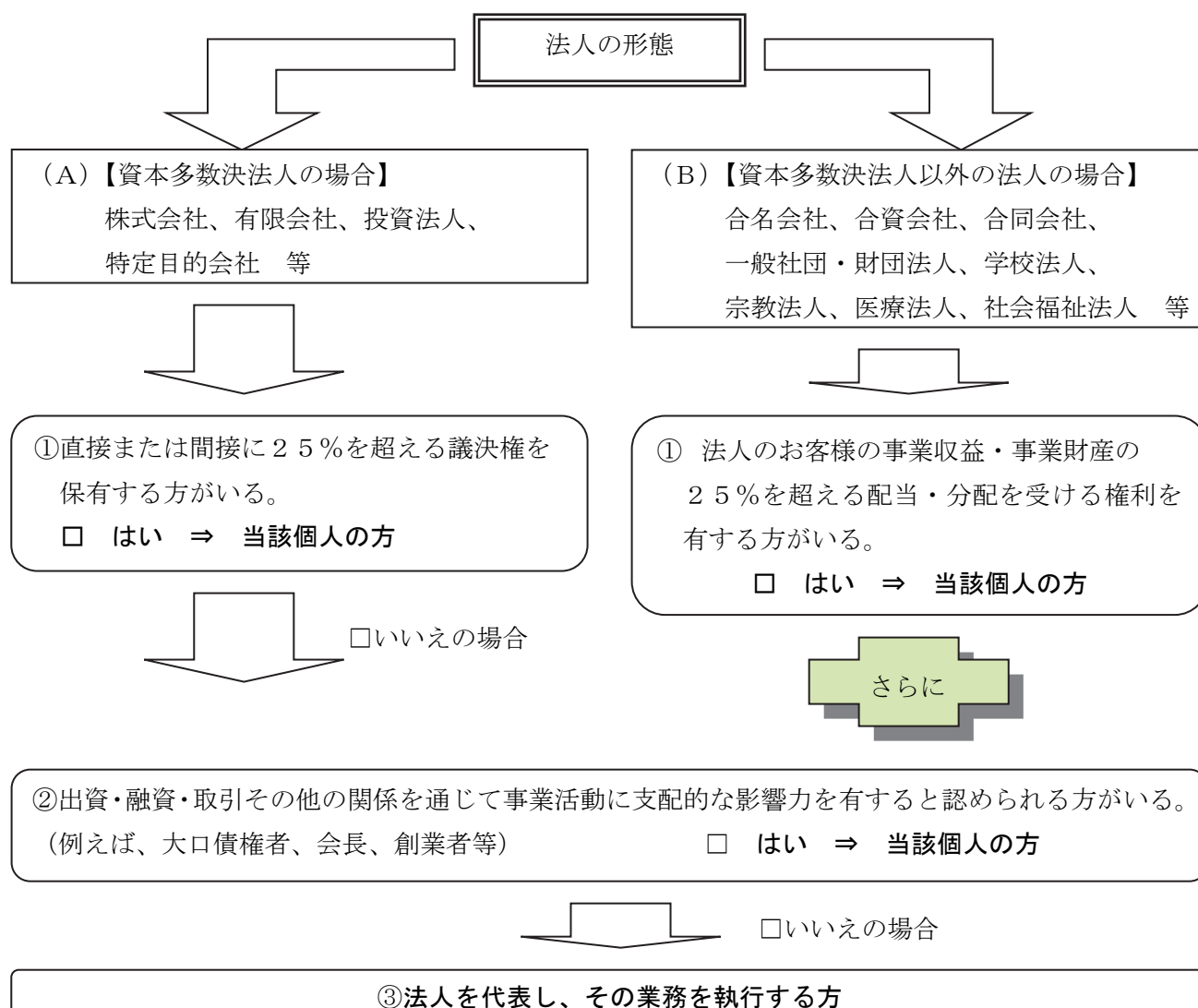
法人のお客さまの実質的支配者の確認方法

お取引の際に、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。

【同法の改正により定められた実質的支配者について】

議決権の25%超を直接または間接に保有^(※1)する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます^(※2)。

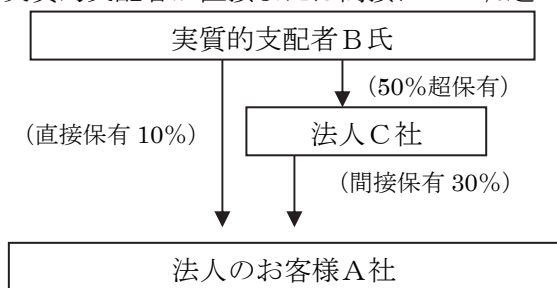
具体的には以下の方をいいます。



(注1) 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。(次頁の例をご参照)

(注2) ほかに50%を超える議決権を保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方に確定します。病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。また、実質的支配者は個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。

【実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例】



B氏は、
 ・ A社の議決権 10%を直接保有
 ・ 法人C社を通じて議決権 30%を間接保有
 ⇒合計 40%の議決権を直接または間接に保有する
 A社の実質的支配者。
 ※法人C社は、実質的支配者B氏が議決権の 50%超
 を保有する支配法人

法人のお取引のために来店される方の確認方法

法人のお取引のために来店される方の確認について、社員証等による確認ではなく、書面や電話等の方法により、法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。

【確認方法】

改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
法人が発行した社員証等、法人の役職員であることを示す書面を有していること	社員証等による確認はできなくなります 対応方法は、委任状での確認または電話での確認となります
取引担当者が法人の役員として登記されていること	取引担当者が法人を代表する権限を有する役員として登記されていること
委任状等、取引担当者が法人のために取引の任に当たっていることを証する書面を有していること	変更なし
法人の本店や営業所などに電話をかけることなどの方法により、取引担当者が法人のために取引の任に当たっていることが確認できること 等	

公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化

以下の公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」が不要になります。

公共料金	電気、ガスまたは水道水の料金に限ります
入学金・授業料等	小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(大学院を含む)、高等専門学校に対するものに限ります